

酸性電解水（「次亜塩素酸水」）の食品添加物指定までの経緯

平成 12 年 11 月 30 日 厚生省発生衛 328 号	強電解水企業協議会と森永乳業(株)が申請していた強酸性電解水と微酸性電解水(=これまでの弱酸性電解水)に関して厚生大臣から電解水の指定について食品添加物調査会への諮問
平成 12 年 12 月 14 日	食品衛生調査会毒性・添加物合同部会審議
平成 13 年 10 月 25 日	食品添加物調査会(広瀬政雄 座長)の審議結果 「個別に添加物指定の要請がなされた両酸性電解水は、本質が同じなので1つの添加物として取扱うこと適当である」
平成 13 年 11 月 6 日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会審議 (黒川雄二 毒性部会長・山崎幹夫 添加物部会長)。 「酸性電解水の指定を可とし、食品衛生分科会に上程する」
平成 13 年 13 月 21 日	パブリックコメント終了 その後、FSG 会議(食品輸入円滑化推進会議)への説明、 WTO 通報(世界貿易機関協定に基づく通報)
平成 14 年 3 月 18 日	WTO 通報意見提出期限
平成 14 年 3 月 27 日	薬事・食品衛生審議会(山内 充 会長)審議・答申(坂口 力 更正労働大臣)
薬食審 0327004 号	電解水については、人の健康を損なうおそれはないことから、食品添加物として指定することは、差し支えない。なお、指定に当たっては、名称を「次亜塩素酸水」とし、別紙1のとおり使用基準及び成分規格を設定することが適当である。
医薬局食品保険部基準化	食品添加物の指定及び使用基準改正に関する薬事・食品衛生審議会の答申について
平成 14 年 6 月 10 日	厚生労働大臣(坂口 力)名で食品添加物指定正式認可 (官報第 3378 号)
厚生労働省令 75 号 厚生労働省告示第 212 号	食品衛生法施行規則の一部改正:百二十五 次亜塩素酸水 (Hypochlorous Acid Water)